

平成 27 年第 5 回福岡市議会（定例会）提出意見書案概要

意見書案第 13 号 微小粒子状物質（PM2.5）への根本的対策の推進を求める意見書案

PM2.5については、去る12月7日に中国で初の赤色警報が出されるなど、極めて深刻な大気汚染が全世界に大きく報道されており、日本全国に不安が広がっている。よって、日本周辺における越境大気汚染物質の発生源や移流による影響の解明・研究を進め、発生源の関係各国に対し、根本的対策を一刻も早く実施するよう強力に要請することや、国内の発生源についても研究と対策を進めること、広域的な精度の高い予測システムを早急に確立すること、健康影響の調査研究を積極的に進めるとともに、研究結果に基づく指針の検証等は速やかに実施することを要請するもの。

意見書案第 14 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書案

平成24年6月、脳脊髄液減少症の治療法である「硬膜外自家血注入療法」（ブラッドパッチ療法）が先進医療として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議では、その有効率は82%と報告されている。ブラッドパッチ療法は、脳脊髄液減少症の有効な治療法として確立されていると言っても過言ではなく、保険適用が切に望まれるため、ブラッドパッチ療法を保険適用とすること、及び脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底することを要請するもの。

意見書案第 15 号 高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を求める意見書案

加齢や認知症等の影響で判断力が低下した高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘販売によって、高齢者が不本意な契約を締結してしまうトラブルを防止するため、特定商取引法及び消費者契約法を改正して、高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を要請するもの。

意見書案第16号 北朝鮮による日本人拉致被害者の早期救出を求める意見書案

平成18年9月、第1次安倍内閣における拉致問題対策本部の設置以来、歴代内閣に引き継がれ、現在も安倍総理自らが先頭に立ち、全力を傾注して拉致被害者の早期救出に取り組んでいる。この拉致問題は、重大な人権侵害問題であるとともに、我が国に対する国家主権の侵害である。また、拉致被害者及びその家族は、高齢の方も多くなってきており、拉致被害者の救出はもはや一刻の猶予も許されないため、北朝鮮からの拉致被害を被っている諸国との連携を強め、一致協力して拉致被害者の救出を1日も早く実現されるよう要請するもの。

意見書案第17号 LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を求める意見書案

いわゆるLGBTと呼ばれる人々などの性的マイノリティに対する差別を解消し、その人権を保障することは喫緊の課題である。そのため、性別記載を必要としない公的文書からの性別記載欄の削除や、性同一性障がい者やパートナーシップ制度に関する法整備を行うこと、同性カップルが共に生活する際に被る不利益を解消するための手立てを講ずること、性の多様性を尊重し、全ての人々が自分らしく生きられる社会の在り方の認識を深められる教育を重視することなど、性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を図るよう要請するもの。

意見書案第18号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中断を求める意見書案

国は、沖縄県民の意志を無視し、沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設のための工事・海底調査を強行している。国の考えを一方向的に地方に押し付けることは、地方自治の本旨を踏みにじり、分権改革をも否定するものであるため、工事・海底調査を直ちに中断するとともに、地方自治を尊重して沖縄県との真摯な協議を行うよう要請するもの。

意見書案第19号 国立大学の運営費交付金削減に反対する意見書案

財務省は、国立大学で、国からの運営費交付金を大幅に減らし、減額分は大学が自己資金を増やして賄う、という方針を示している。国立大学の自己収入の中心は、学生から集められる授業料であり、仮に減額分を授業料の値上げだけで賄うとすれば、文部科学省の試算では、15年後には授業料が現在の2倍近くに上がり、国立・公立・私立の授業料値上げの連鎖が引き起こされる可能性が考えられるため、国立大学に対する運営費交付金の削減を行わないよう要請するもの。

意見書案第 20 号 安全保障関連法案の強行採決に抗議し、法の廃止を求める意見書案

国会審議を通じて安全保障関連法案が憲法違反であることが明白となり、元最高裁長官や多くの憲法学者なども同法案を違憲と断じた。世論調査においても、法案に反対との意見や政府の説明が不十分との意見が多く、国会審議の中では、自衛隊の内部文書の存在も明らかになった。このように、十分に審議されることなく成立した憲法違反の安全保障関連法を廃止するとともに、集団的自衛権の行使を容認した昨年 7 月の閣議決定を撤回することを要請するもの。

お問い合わせ

議会事務局調査法制課

電話番号 : 092-711-4749

F A X 番号 : 092-733-5869